（感染症の発生の状況及び動向の把握）

第七条　法第十四条第二項の届出は、当該指定届出機関に係る五類感染症指定区分の感染症の患者又はこれらにより死亡した者については診断し、又は検案した日の属する週の翌週（診断し、又は検案した日が日曜日の場合にあっては、当該診断し、又は検案した日の属する週）の月曜日（前条第一項の表の四の項の上欄に掲げる五類感染症、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症又はメチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症に係るものにあっては、診断した日の属する月の翌月の初日）に、当該指定届出機関に係る疑似症の患者については直ちに行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、当該届出をすることを要しない。

一～三　（略）

２～５　（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和八年四月六日から施行する。

（経過措置）

２　この省令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第四条第五項に規定する多剤耐性緑膿菌感染症の患者に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十二条第一項の規定による届出は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以降に診断された当該感染症の患者について行うものとし、施行日の前日以前に診断されたこの省令による改正前の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第六条第一項の表の五の項の上欄に規定する薬剤耐性緑膿菌感染症の患者については、なお従前の例による。

（感染症の発生の状況及び動向の把握）

第七条　法第十四条第二項の届出は、当該指定届出機関に係る五類感染症指定区分の感染症の患者又はこれらにより死亡した者については診断し、又は検案した日の属する週の翌週（診断し、又は検案した日が日曜日の場合にあっては、当該診断し、又は検案した日の属する週）の月曜日（前条第一項の表の四の項の上欄に掲げる五類感染症、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症又は薬剤耐性緑膿菌感染症に係るものにあっては、診断した日の属する月の翌月の初日）に、当該指定届出機関に係る疑似症の患者については直ちに行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、当該届出をすることを要しない。

一～三　（略）

２～５　（略）

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間